

接種券が届いたら早めの予約を

新型コロナウイルス ワクチン接種



☎ 新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム (☎22-9106)

ワクチンの追加接種(3回目)について

平戸市では、接種対象者の58.2%(3月21日現在)の人が3回目の接種を終了しています。

○追加接種の意義

厚生労働省によると、ワクチンの効果は初回接種後、徐々に低下していくことが公表されており、追加接種(3回目)をすることで、低下した発症予防効果や重症化予防効果などを高める効果があると報告されています。

また、接種後の副反応は2回目の接種と同程度といわれています。

○追加接種の予約について

満18歳以上(接種日時点)の人で、3回目

5~11歳の子どものワクチン接種について

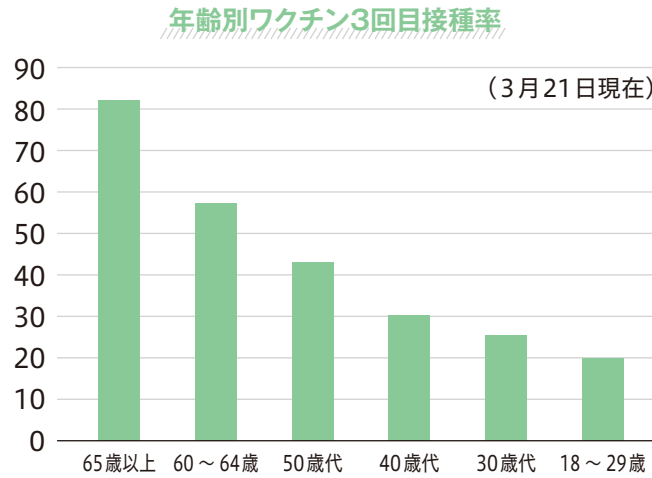
基礎疾患がある子どもは、感染した場合に重症化するリスクが高いため、ワクチンを接種することをおすすめしています。かかりつけ医とよく相談し、接種をご検討ください。

また、家庭内での子どもへの感染拡大を防止するために、まずは同居している家族の接種をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に感染した人の追加接種

新型コロナウイルス感染症に、1度感染した人も、再度感染する可能性があります。

ワクチンを接種すると、感染した場合よりも抗体値が高くなることがわかっています。また、



の接種券が届いたら、希望する人は、早めの予約をお願いします。接種時期が遅くなると、接種者数が少なくなるため、ワクチンの接種日時や医療機関が限定される場合があります。

12~17歳の追加接種が始まります

国の方針に基づき、早ければ4月からワクチンを接種できるように準備を進めています。ワクチンの種類は、現時点でファイザー社製のワクチンです。

詳細が決まり次第、対象者に接種券を発送しますので、接種の検討をお願いします。なお、平戸市ホームページでもお知らせします。

多様な変異に対する抗体が作られることから、接種することをおすすめしています。

なお、感染してから追加接種までの間隔は、3カ月を目安にしてください。

平戸市事業復活支援金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化により経営に影響を受けている事業者で、**国の事業復活支援金の要件とならない売上減少率が20以上30%未満の事業者**に対して、事業の継続および立て直しのための取り組みを支援します。

☎ 商工物産課商工新産業班 (☎22-9141)

交付対象事業者

本社が市内に所在する法人または市内に住所を有している個人事業主で、以下の要件を全て満たす者

交付の要件

- ①新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少または供給の制約により、対象期間内(2021年11月~2022年3月)のいずれかの月の売上が、2018年11月~2019年3月まで、2019年11月~2020年3月まで、2020年11月~2021年3月までのいずれかの期間内の同月売上と比較して、20%以上30%未満減少している者。
※2019年以降に開業した事業者も特例あり
- ②今後も事業継続を考えている者
- ③市税の滞納がない者
- ④暴力団などに関与していない者

上記の要件で、**減少率が30%以上**の場合は、**国の事業復活支援金**を申請してください。期限は5月31日(火)までです。

事業復活支援サポート窓口

- ところ 県北振興局天満庁舎3-E会議室
- 電話 080-9174-5195

給付額

最大 **20** 万円/者

※基準期間(例:2019年11月から2020年3月)の事業収入合計一対象月(2021年11月から2022年3月の期間内で選んだ1月分)の事業収入×5)

申請期限

6月30日(木)

申請方法

原則郵送(レターパックなどをご利用ください)

申請書類

商工物産課、各支所・出張所の窓口に設置しているほか、平戸市ホームページからもダウンロードできます。



平戸市飲食店時短要請協力金の申請期限は

4/22(金)まで

申請がまだの飲食店は、期限までに申請をお願いします。